(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する肺がん検診(以下「肺がん検診」という。)等において、石綿(アスベスト)ばく露歴のある者について健診カードを配布し、継続的な検査の受診を促すこと、また、石綿(アスベスト)による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれのある者について、アスベスト健康管理手帳(以下「手帳」という。)を交付するとともに、その検査に要する費用を助成することにより、石綿(アスベスト)による健康被害を早期に発見し、石綿(アスベスト)関連所見にかかる住民の健康管理を支援することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれ かに該当する者とする。
 - (1) 肺がん検診等において、石綿(アスベスト)にかかる健診を希望する者のうち、問 診時にばく露歴がある旨を申告した者
 - (2) 肺がん検診等において、石綿(アスベスト)ばく露歴のある者が、要精密検査と判定され、県知事が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)における精密検査の結果、石綿(アスベスト)関連所見により経過観察が必要と判定された者(費用の助成)
- 第3条 市長は、前条第2号に該当する者が、当該判定のために受診した精密検査の費用 及び当該精密検査の後、概ね六月ごとに受診する経過観察のために必要な検査(以下「フォローアップ検査」という。)に要する費用を助成することができる。
- 2 前項の規定により、助成する費用の範囲は次の各号に定めるとおりとする。ただし当 該費用は、医療保険各法又は健康増進法の規定による医療に関する給付に関し保険者又 は市が負担すべき額を控除した額とする。
 - (1) 初診料、再診料及び外来診療料
 - (2) 胸部のエックス線直接撮影による検査に要する費用
 - (3) 前号の検査の結果、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。) があり、医師が必要を認め実施したコンピューター断層撮影による検査に要する費用
- 3 前項の規定にかかわらず、他の法令等に基づく給付を受けた場合は助成しない。 (健診カードの配布)
- 第4条 市長は、第2条第1号に該当する者について、健診カードを配布するものとする。
- 2 前項の規定により健診カードの配布を受けた者は、石綿 (アスベスト) に関する健診 を受けるときは、健診カードを提示しなければならない。
- 3 市長は、肺がん検診等において健診カードの提示を受けたときは、石綿(アスベスト) に関する問診の実施を省略することができる。

(手帳の交付申請)

第5条 第2条第2号に該当する者は、アスベスト健康管理支援事業手帳(再)交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、アスベスト健康管理支援事業検査状況証明書(様式第2号)又はそれと同等の内容を含む書面を添えて、市長に手帳の交付を申

請することができる。

(手帳の交付)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、速やかに手帳を交付するものとする。

(手帳の返環)

第7条 手帳の交付を受けた者(以下「手帳所持者」という。)は、氏名、住所等に変更があったときは、アスベスト健康管理支援事業氏名等変更届(様式第3号)を提出し、死亡等によりその資格を失ったとき、又は他の市町に転出したときは、遅滞なく手帳を返還しなければならない。

(手帳の取扱い等)

- 第8条 手帳所持者は、指定医療機関でフォローアップ検査を受けるときは、手帳を当該 指定医療機関に提示しなければならない。
- 2 指定医療機関は、手帳所持者にフォローアップ検査を実施したときは、検査の結果を 手帳に記入するものとする。

(検査費用の請求)

- 第9条 指定医療機関において第3条に規定する検査を受けた手帳所持者は、アスベスト 健康管理支援事業診療費用請求書(様式第4号)に次の各号に揚げる書類を添えて市長 に検査費用の助成を請求するものとする。ただし、年度内に2回を上限とする。
 - (1) 手帳
 - (2) 指定医療機関の発行する領収証
 - (3) アスベスト健康管理支援事業領収証明細書(様式第5号) ただし、指定医療機関の発行する領収証等にアスベスト健康管理支援事業領収証明 細書の各項目とその金額が明記されている場合は、提出を省略することができる。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類
- 2 前項の請求は、受診した日から2年を経過する日までに行わなければならない。 (検査費用の支給)
- 第10条 市長は、前条第1項の請求があったときは、内容を審査のうえ、遅滞なく手帳 所持者に支給するものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 手帳所持者は、手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(交付の取消し及び返還)

- 第12条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手帳の 交付を取り消すことができる。
 - (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により手帳の交付を受けたとき。
 - (3) その他市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の場合において、手帳の返還を命ずるものとする。 (委任)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年1月4日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。